

四国港湾ビジョン検討委員会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「四国港湾ビジョン検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、人口減少や「Society 5.0」を踏まえた社会構造の転換に対応、あるいは転換を誘導すべく、「港湾の中長期政策『PORT2030』」（平成30年7月国土交通省港湾局策定）も踏まえながら、港湾施設・サービス・空間形成等の総合的な港湾の未来像について検討することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 委員会には座長を置く。座長は委員の互選により決定する。

(情報公開)

第5条 委員会は原則として公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合など、会議を非公開にすべきであると座長が認めたときは、非公開とする。

(運営方法等)

第6条 第3条、第4条及び第5条に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員会において定める。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の下に「四国港湾ビジョン検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を置く。WGは、第2条の目的に資する個別課題について検討を行い、委員会に報告する。

(WGの構成)

第8条 WGは、別紙2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(WGの運営方法等)

第9条 第8条に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、WGにおいて定める。

(事務局)

第10条 委員会及びWGにおける事務局の庶務は、構成員の協力を得て、国土交通省四国地方整備局港湾空港部において処理する。

(附則)

第11条 本要綱は、令和元年8月6日から施行する。

四国港湾ビジョン検討委員会

(敬称略)

徳島大学大学院社会産業理工学研究部 助教	尾野 薫
香川大学創造工学部 教授	紀伊 雅敦
愛媛大学社会共創学部 准教授	井口 梓
高知工科大学 学長	磯部 雅彦
高知工科大学システム工学群 講師	西内 裕晶
四国経済連合会 専務理事	
四国商工会議所連合会 常任幹事	
四国港運協会 会長	
四国旅客船協会 会長	
国土交通省四国運輸局 交通政策部長	
国土交通省四国地方整備局 港湾空港部長	

(オブザーバー)

徳島県 県土整備部長
香川県 土木部長
愛媛県 土木部長
高知県 土木部長
坂出市 建設経済部長
今治市 農水港湾部長
新居浜港務局 事務局長

四国港湾ビジョン検討ワーキンググループ

(敬称略)

徳島大学大学院社会産業理工学研究部 助教	尾野 薫
香川大学創造工学部 教授	紀伊 雅敦
愛媛大学社会共創学部 准教授	井口 梓
高知工科大学システム工学群 講師	西内 裕晶
四国経済連合会 企画調査部長	
四国商工会議所連合会 事務局長	
四国港運協会 専務理事	
四国旅客船協会 専務理事	
国土交通省四国運輸局交通政策部 計画調整官	
国土交通省四国地方整備局港湾空港部 計画企画官	

(オブザーバー)

徳島県県土整備部 運輸政策課長
香川県土木部 港湾課長
愛媛県河川港湾局 港湾海岸課長
高知県土木部 港湾・海岸課長
坂出市建設経済部 みなと課長
今治市農水港湾部 港湾課長
新居浜港務局 技術監